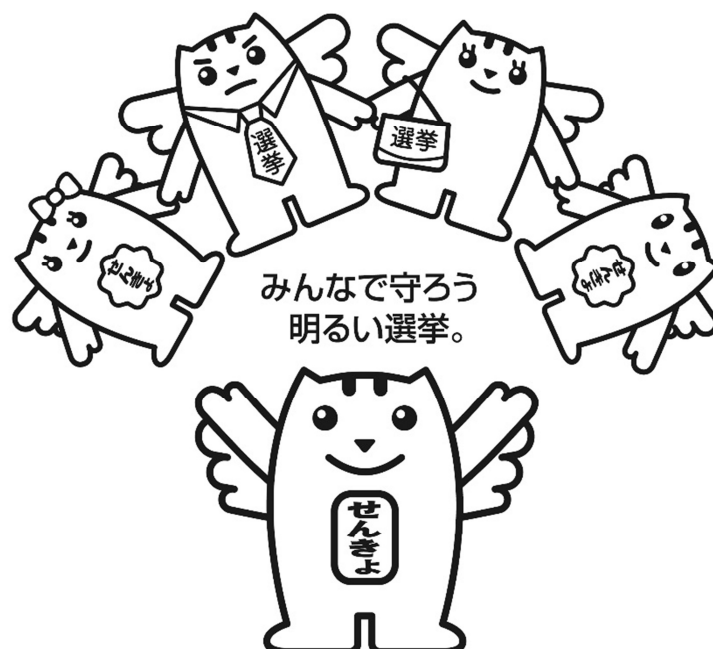


令和 8 年 4 月 2 6 日 執行

三種町長選挙

三種町議会議員一般選挙

立候補のしおり



三種町選挙管理委員会

はじめに

この資料は、候補者として行わなければならない各種の届出、選挙公営に関する申請手続き並びに選挙管理委員会及び選挙長から交付する書類等について、注意していただきたい事項等をまとめたものであります。

疑問な点等がありましたら、選挙管理委員会までご連絡ください。

問い合わせ先

三種町選挙管理委員会 三種町役場 2階 第3会議室

TEL 74-6422

FAX 85-2178

対応時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日を除く）

告示日以降は、午前8時30分から午後8時まで

凡 例	
法	公職選挙法
令	公職選挙法施行令
規	公職選挙法施行規則

目 次

第1	総括	1
1.	選挙の日程	1
2.	候補者のする各種届出、報告等	2
第2	立候補の準備行為	3
第3	立候補の届出	4
1.	立候補の資格	4
2.	立候補の届出方法	5
3.	供託	7
4.	届出書類の事前審査	8
5.	立候補届出後の交付物件	9
第4	選挙立会人の届出	9
第5	候補者となつてから	10
1.	選挙運動の期間	10
2.	選挙事務所	10
3.	選挙運動用自動車、船舶	10
4.	拡声機	11
5.	選挙運動用ポスター	12
6.	選挙運動用ビラ	12
7.	選挙運動用通常はがき	14
8.	新聞広告	15
9.	インターネット等を利用した選挙運動	16
10.	電話による選挙運動	17
11.	個人演説会	17
12.	街頭演説	18
13.	文書図画の掲示	19
14.	連呼行為の禁止	20
15.	選挙運動として禁止されている事項	20
第6	選挙公報	24
	(参考) 選挙運動の概要	25
第7	選挙運動に関する公費負担	27
1.	公費負担の種類	27
2.	公費負担の対象となる候補者	27
3.	公費負担の限度額	27
4.	公費負担の手続き	28

(参考) 公費負担の手続き (図解)	3 1
第8 選挙運動費用	3 2
1. 出納責任者	3 2
2. 選挙運動に従事する者及び労務者に対する実費弁償	3 2
3. 報酬の支給	3 3
4. 選挙運動費用の制限額	3 4
5. 選挙運動に関する収入及び支出	3 4
6. 選挙運動費用収支報告書の提出・公表等	3 5
(参考) 選挙運動員・労務者に対する報酬及び実費弁償	3 7
第9 当選人	3 8
1. 法定得票数	3 8
2. 当選告知	3 8
3. 無投票当選	3 8

第1 総活

1. 選挙の日程

●：手続きが必要なもの

事 項	月 日	曜日	摘 要
●立候補届出書類事前審査	4月7日	火	場所：三種町役場、第1会議室 時間：午前9時～正午
●選挙公報掲載文提出期限 (選挙人名簿登録基準日)	4月20日	月	提出：選挙管理委員会 時間：午後5時まで
選挙期日の告示 ●立候補届出等の受付 選挙人名簿閲覧中止 選挙公報掲載順序のくじ 氏名掲示のくじの実施	4月21日	火	場所：八竜農村環境改善センター 時間：午前8時30分～午後5時 閲覧中止：4月21日～5月1日 選挙公報の掲載順序を決めるくじ を午後5時10分に実施。投票記載台 に掲示する候補者の氏名の順番を 決めるくじを午後5時40分に実施 場所：三種町役場、第1会議室
期日前・不在者投票開始 (4月25日まで)	4月22日	水	場所：八竜農村環境改善センター、 山本・琴丘地域拠点センター、選挙 管理委員会事務室 時間：午前8時30分～午後8時
●選挙立会人選任届出期限 選挙立会人決定くじの実施	4月23日	木	提出：選挙管理委員会 時間：午後5時まで 選挙立会人が定数を超える場合は 選挙立会人を決めるくじを午後5時 30分に実施 場所：三種町役場、第1会議室
●補充立候補届出期限	4月24日	金	立候補届出のあった候補者数が定 数を超えていた場合において、候補 者が死亡し、又は候補者を辞したも のとみなされた場合は、午後5時ま で補充立候補届出の受付を行う。
選挙運動の最終日	4月25日	土	連呼行為や街頭演説は午後8時まで
投票日 開票（選挙会） 当選人の告示 当選証書の付与	4月26日	日	午前7時～午後6時 開票：八竜体育館 開始：午後7時 開票終了後
●選挙運動費用収支報告書提出 期限	5月11日	月	選挙の期日から15日以内

2. 候補者のする各種届出、報告等

区分	事項	期間又は期限	届出申請者	届出申請先	備考
立候補	立候補又は推薦届出	4月21日(火) 告示日 午後5時まで	候補者 又は推薦届出者	選挙長	郵送によることなく直接届け出ること。
	供託	あらかじめ	候補者 又は推薦届出者	法務局	現金又は国債証書 町長：50万円 議員：15万円
	立候補の辞退	4月21日(火) 告示日 午後5時まで	候補者	選挙長	郵便によることなく直接届け出ること。
立会人	選挙(開票)立会人の届出	4月23日(木) 午後5時まで	候補者	選挙長	選挙人名簿に登録されている者の中から本人の承諾を得て、1人を届け出ることができる。
公報	公報掲載申請	4月20日(月) 午後5時まで	候補者	委員会	
選挙運動	選挙事務所の設置又は異動届	設置又は異動後直ちに	候補者 又は推薦届出者	委員会	1箇所設置
	選挙用葉書の受領等	選挙運動期間中	候補者	日本郵便株式会社	選挙長が交付する通常葉書使用証明書を提示すること。
	選挙用葉書の差出	選挙運動期間中に配達終了	候補者	日本郵便株式会社	選挙長の印のある差出票を提出(必要分を委員会に申請) 町長2,500枚 議員800枚
	新聞広告	選挙運動期間中	候補者	希望の新聞社	委員会交付の掲載証明書を提出2回(有料)
	個人演説会開催申出	開催日前2日	候補者	委員会	公営施設使用の場合同一施設1回(無料)
選挙運動の費用	出納責任者の選任又は異動及び職務代行者の届	選任又は異動及び職務代行後直ちに	候補者 又は推薦届出者	委員会	出納責任者の届出がないと、選挙に関する収支ができない(推薦者届出の場合は候補者の承諾書必要)。

	選挙運動のために使用する事務員等の氏名届出	使用前に	候補者	委員会	立候補の届出のあった日から選挙の期日の前日までの間に限り、1日につき、町長9人、議員7人まで事務員等に報酬を支給できる。
	公費負担の届出	契約締結後	候補者	委員会	選挙運動用自動車、ポスター、ビラ
	選挙運動費用の収支報告書	5月11日(月) 午後5時まで	出納責任者	委員会	領収書等添付
その他	立候補届記載事項異動の届出	異動後直ちに	立候補の届出者	選挙長	
	自動車、拡声機の表示板、街頭演説標旗、街頭演説従事員腕章、乗車証腕章の再交付申請	破損又は紛失した場合	立候補の届出者	選挙長	理由書を添えて文書で申請（破損の場合は現物、紛失の場合は警察署長へ紛失届を提出）

(1) 届出の場所

立候補の届出以外の各種届出、申請、提出する文書等は、全て次に掲げる場所に提出してください。

届 出 先
〒018-2401 三種町鵜川字岩谷子8（三種町役場2階 第3会議室） 三種町選挙管理委員会事務室 TEL 74-6422 / FAX 85-2178

(2) 届出の時間（法270）

選挙について、選挙管理委員会、選挙長及び投票管理者に対してなされる全ての届出、請求、申出その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければならないことになっています。

これらの届出等の効力は到達主義を採っていますので、諸届出等は締切日（期限）より、早目に提出してください。

なお、選挙運動の期間中は、土曜日でも選挙管理委員会で受付します。

第2 立候補の準備行為（法129）

選挙運動とは、特定の選挙において特定の候補者を当選させることを目的に、投票を得又は投票を得させるために直接若しくは間接に行う必要かつ有利な行為をいいます。立候補届出前の選挙運動（事前運動）は禁止されていますが、次の程度の行為は、

立候補又は選挙運動の行為として事前に行うことが認められています。

しかしながら、これらの行為であっても、投票を得又は投票を得させるための意図をもって行われるときは、事前運動となり禁止されています。また、これらの行為に名をかりての投票依頼行為や、非常に多数の者に各種の内交渉をする行為も禁止されています。

〈届出前に可能な準備行為〉

- ① 政党の公認を求める行為
- ② 選挙事務所借入れの内交渉
- ③ 出納責任者及び選挙運動員就任の内交渉
- ④ 選挙演説依頼の内交渉
- ⑤ 労務者雇入れの内交渉
- ⑥ 演説会場借入れの内交渉
- ⑦ 立札、看板、ちょうちん等の作成
- ⑧ 選挙運動用ポスター、ビラ及び選挙運動用はがきの作成
- ⑨ 選挙運動費用の調達
- ⑩ 立候補のための供託

第3 立候補の届出

1. 立候補の資格（法10、11、11の2、251の3、252）

(1) 被選挙権があること。

ア. 日本国民であること。

イ. 選挙期日現在、年齢満25歳以上であること。

ウ. 引き続き3ヶ月以上三種町の区域内に住所を有すること（議員のみ）。

エ. 次の欠格事項に該当しないこと。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- ③ 公職にある間に犯した収賄罪又は公職者あっせん利得罪による刑に処され、実刑期間経過10年間を経過しない者又は刑の執行猶予中の者
- ④ 選挙に関する犯罪で拘禁刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者
- ⑤ 公職選挙法等に定める選挙に関する犯罪により、被選挙権が停止されている者
- ⑥ 政治資金規制法に定める犯罪により被選挙権が停止されている者

(2) 立候補の禁止（法86の8、87）

ア. 被選挙権のない者の立候補の禁止

犯罪等により被選挙権を有しない者は、候補者となることができません。

イ. 重複立候補者の禁止

一つの選挙において公職の候補者となった者は、同時に他の選挙における公職の候補者となることができません。

(3) 立候補者の制限（法 88、89、90、令 90）

ア. 選挙事務関係者

投票管理者、開票管理者及び選挙長は在職中立候補することができません。

イ. 公務員

国又は地方公共団体の公務員は、一部の例外を除き、現職のまま立候補することができません。したがって、これらの者が立候補すれば、直ちに公務員を辞したものとみなされます。なお、公務員の範囲は相当広く、なんらかの公職についておられる方は、立候補の届出をされる前に選挙管理委員会に問い合わせください。

2. 立候補の届出方法（法 86 の 4、270、令 88）

立候補の届出には、次の 2 つの方法があります。

- 本人が届け出る場合
- 他人を候補者に推薦しようとする者が届け出る場合（推薦）

(1) 届出の期間及び時間

告示の日の 1 日間です。午前 8 時 30 分から午後 5 時までに届出をしなければなりません。

なお、立候補の届出のあった候補者数が定数を超過していた場合において、候補者が死亡し、又は候補者を辞したものとみなされた場合の補充立候補は、選挙期日の 2 日前までにしなければなりません。

(2) 届出先

八竜農村環境改善センター ホール

郵便によることなく、文書（指定様式）で直接届け出てください。

(3) 届出の受付方法

届出の受付は、告示の日の午前 8 時 30 分から開始しますが、当日の受付の順序については、午前 8 時 30 分までに立候補届出場所へ到着の方に、「受付順決定のくじを引く順番」を決めるくじ引きを行い、この順番に従って「受付順決定」のくじ引きを行います。それ以後の到着の方は、くじの最終者のあとに到着順に並んでいただきます。

(4) 届出書類

書類の種類	本人届出	推薦届出
①候補者届出書		○
(推薦)候補者推薦届出承諾書	—	○
選挙人名簿登録証明書(推薦届出者のもの)	—	○
②委任状(代理者が届け出る場合)		△
③供託証明書(町長50万円、議員15万円)		○
④宣誓書		○
⑤所属党派証明書(無所属は不要)		△
⑥候補者の戸籍抄本(説明会以降のもの)		○
⑦候補者の住民票抄本(説明会以降のもの) ※本籍及びマイナンバーの表示は不要		○
⑧通称認定申請書(通称を使用しない場合は不要)		△
⑨その他		
選挙事務所設置届		○
出納責任者選任届		○
報酬を支給する者の届出書		○
選挙立会人の届出書(決定している場合)		△
個人演説会開催申出書(決定している場合)		△
選挙運動用ビラ届出書(作成しない場合は不要)		△
ポスターの見本1部(作成しない場合は不要)		△
公費負担に係る届出書(自動車、ポスター、ビラ) ※使用しない場合は不要		△

○印は全ての候補者が必要な書類です。△印は該当する場合に必要な書類です。

①候補者届出書

候補者の届出です。推薦届出の場合は、候補者推薦届出承諾書及び推薦届出者の選挙人名簿登録証明書を添付します。

②委任状

代理人が①の候補者の届出を行う場合に必要となります。

③供託証明書

供託は、現金又は国債証書(町長50万円、議員15万円)を添えて法務局に手続きします。

④宣誓書

候補者となることができない者でない旨の宣誓となります。虚偽の宣誓をした場合には、処罰の対象となります。

⑤所属党派証明書

政党その他の政治団体に所属する候補者として届け出る場合に必要です。無所属として立候補する場合には必要ありません。

⑥戸籍抄本(本説明会以降のもの)

候補者届出書に記載された候補者氏名が、戸籍上の氏名であること等を証明するものです。本籍地の市区町村役場から取得します。

⑦住民票抄本(本説明会以降のもの)

候補者届出書に記載された住所等(議員にあつては3ヶ月要件)を証明するものです。住所地の市区町村役場から取得します。

⑧通称認定申請書（令 88）

本名（戸籍上の名前）に代えて通称を使用したい場合は、候補者の届出と同時に申請します。漢字をかな書きする場合でも通称となります。また、投票記載台の氏名掲示や新聞広告、選挙公報もこの通称で行います。

申請に際しては、選挙長に対し、原則としてその通称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足る資料（葉書、名刺、著書等）を提出しなければなりません。ただし、漢字の氏名をかな書きとする場合は不要です。

なお、候補者が自分で行うもの、たとえば選挙運動用ポスター、選挙事務所表示の立札、看板などの表示については、通称を記載するかどうかは候補者の自由です。

⑨その他

候補者届出書と一緒に提出してください。

（5）届出書類への押印

届出書類への押印は、「署名又は記名押印」又は「記名のみ」としています。各届出書類の氏名欄にその旨を記載していますので、記載内容に従い作成してください。届出書類の訂正については、候補者本人又は推薦届出者本人が訂正する場合は、本人の署名又は押印により、代理人が訂正する場合は、候補者本人又は推薦届出者本人の印鑑による押印又は代理人の署名若しくは押印により行います。

（6）印鑑の持参

届出の際は、候補者本人又は推薦届出者本人の印鑑（届出書類に印鑑を使用した場合は当該印鑑）を持参してください。届出書類の訂正や当日交付する物件の受領印として使用します。

3. 供託

（1）供託（法 92）

供託物は、現金又はこれに相当する額面の国債証書（町長 50 万円、議員 15 万円）です。

ア．供託する人は、本人届出の場合は候補者となるべき本人であり、推薦届出の場合は推薦届出者です。したがって、本人が届出の場合において第三者名義でした供託や、推薦届出において推薦を受ける候補者本人の名義でした供託は無効であり、このような供託証明書を添付された立候補届は受理することができません。

イ．2 人以上の者が推薦届出をする場合は、代表者 1 人の名義で供託することは差し支えありません。

ウ．供託は、特定の選挙のための供託であることが明らかであれば、選挙期日

の告示前であってもすることができます。

- エ. 供託手続きは、供託書に供託物（現金又は国債証書）を添えて、
- ①秋田地方務局能代支局に提出します。
 - ②同支局で点検、受理のうえ、供託書と払込書が供託者に交付されます。
 - ③供託者は、交付された供託書と払込書に現金を添えて秋田銀行能代支店の窓口において払込手続きをしてください。
 - ④銀行では、供託書正本に受入れの証明をして供託者に返却します。
 - ⑤これで供託の手続きは終了し、立候補（推薦）届出書に証明済の供託書正本を添付します。

このほか郵送申請、オンライン申請等も可能となっていますので、詳しくは、資料6「選挙に関する供託手続について」をご参照ください。

(2) 供託物の没収（法93）

次の場合には供託物は没収されます。

- ア. 候補者の得票数が、
町長の場合 有効投票総数の10分の1に達しない場合
議員の場合 議員定数をもって有効投票総数を除して得た数の10分の1に達しない場合
- イ. 候補者たることを辞した場合
- ウ. 公務員となったため立候補の辞退とみなされる場合
- エ. 被選挙権のない者の立候補の禁止及び重複立候補の禁止の規定により届出書を却下された場合

(3) 供託物の返還（令93）

次の場合には、供託物の返還を請求できます。イからエまでは、選挙及び当選の効力の確定後に請求することができます。請求手続は、5月12日以降に選挙管理委員会から「供託原因消滅証明書」が送付されますので、到達後、別紙「選挙に関する供託手続について」をご参照の上、手続きください。

- ア. 候補者が選挙の期日の投票開始時刻（午前7時）までに死亡した場合
- イ. 選挙の全部が無効となった場合
- ウ. 候補者の得票数が、
町長の場合 有効投票総数の10分の1に達した場合
議員の場合 議員定数をもって有効投票総数を除して得た数の10分の1に達した場合
- エ. 無投票の場合

4. 届出書類の事前審査

届出する書類は、必ず事前審査を受けてください。当日、必要書類に不備がある場合は、届出が遅れることがあります。審査は、1人当たり30分程度かかりますので事前に予約の上、お越しくくださるようお願いいたします。

事前審査 日 時 4月7日(火) 午前9時～正午

場 所 三種町役場 第1会議室

持参するもの 2.(4)の届出書類です。配布の「立候補届出書類提出用」封筒に入れて、候補者本人又は推薦届出者本人の印鑑(届出書類に印鑑を使用した場合は当該印鑑)を持参してください。

※上記時間内に受けられない方(事前に予約ください。)

日 時 4月7日(火) 午後1時～午後5時

場 所 三種町選挙管理委員会事務室

5. 立候補届出後の交付物件

- ①街頭演説用標旗…………… 1枚
- ②選挙運動用自動車(船舶)の表示板…………… 1枚
- ③選挙運動用拡声機の表示板…………… 1枚
- ④街頭演説の場合の選挙運動員腕章…………… 11枚
- ⑤選挙運動用自動車(船舶)の乗車(乗船)証腕章…………… 4枚
- ⑥新聞広告掲載証明書(選挙長交付)…………… 2枚
- ⑦選挙運動用通常葉書使用証明書(選挙長交付)…………… 1枚
- ⑧選挙運動用通常葉書差出票(選挙長交付)…………… 1式
- ⑨白バラ…………… 1個
- ⑩選挙運動用ビラ証紙…………… 1式

※交付物件は、立候補を辞退したとき、又は選挙が終わったときは直ちに選挙管理委員会へ返還してください。

第4 選挙立会人の届出(法76、令82)

候補者は、選挙人名簿に登録されている者の中から、選挙立会人として1人を選挙会(開票を含む。)に立ち合わせることができます。なお、町長選挙又は議会議員一般選挙において、それぞれの選挙立会人となるべき者の届出が10人を超えているときは、くじにより選挙立会人となる者10人を定めます。また、同一政党の選挙立会人が3人以上いるときは、くじにより選挙立会人となる者2人を定めます。

届出期限 4月23日(木) 午後5時まで

届出先 選挙管理委員会

届出書類 (1) 選挙立会人となるべき者の届出書
(2) 選挙立会人となるべき本人の承諾書

立会人くじ 4月23日(木) 午後5時30分 三種町役場 第1会議室

第5 候補者となってから

1. 選挙運動の期間（法129）

立候補届出の日から投票日の前日までです。ただし、選挙運動用自動車を使用し
ての連呼行為や街頭演説は、午前8時から午後8時までです。

2. 選挙事務所（法130、131-3、132、143-1、令108）

(1) 設置者 候補者又は推薦届出者

(2) 設置数 1箇所

(3) 設置又は異動の届出 その都度届け出ます（異動は1日1回）。

※推薦届出者が設置又は異動の届出をするときは、候補者の承諾書を添付、
推薦届出者が数人あるときは、その代表者である旨の証明書を添付します。

(4) 選挙事務所を表示するために、その場所（選挙事務所を設けている建物又は
敷地内に限る。）において使用できるものは、次のとおりです。

ポスター	数	通じて3以内
立札	大きさ	350cm×100cm以内
看板の類		
ちょうちん	数	1個
	大きさ	高さ85cm×直径45cm以内

※記載内容は、選挙事務所を表示するためのものでなければなりません。単
に候補者の政見や経歴のみを記載したようなものは掲示できません。

(5) 選挙の当日は、投票所を設けた場所の入口から直線距離で300m内の区域
に選挙事務所を設置しておくことはできません。もし、300m内の区域に設
置されている選挙事務所があれば、これを300m以外の区域に移動するか、
閉鎖しなければなりません。

3. 選挙運動用自動車、船舶（法141、141の2、141の3、令109の3）

(1) 使用できる数 自動車又は船舶のどちらか1台（1隻）

(2) 使用できる自動車は、乗車定数10人以下かつ車両総重量3.5トン未満の
自動車に限ります。

(3) 使用する自動車には、選挙管理委員会が交付する表示板を、自動車にあつて
はその全面に、船舶にあつては操舵室の前面等外部から見やすい場所に、使用

中、常に掲示しておかなければなりません。

(4) 乗車人員は、候補者、運転手（1人）、船舶の運航に従事する船員（人数制限なし）を除き、4人以内に限ります。

(5) 前記の4人は、選挙管理委員会が交付する乗車（乗船）証腕章を着けなければなりません。

(6) 自動車に取り付けて使用できるものは、次のとおりです。

ポスター	数 制限なし 大きさ 273 cm × 73 cm以内
立札	
看板の類	数 1個 大きさ 高さ85 cm × 直径45 cm以内
ちょうちん	

(7) 自動車に(6)の表示物を取り付ける場合は、資料4「選挙運動用自動車の施設外積載許可申請関係」を参照の上、あらかじめ出発地の能代警察署長の確認を受けてください。また、自動車の使用については、道路運送車両法、道路交通法等の規制を受けますので警察署に問い合わせの上、違反のないように注意してください。

(8) 停止した自動車の上で選挙運動のための演説をすること及び自動車の上で選挙運動のための連呼行為は許されますが、それ以外の自動車の上での選挙運動は一切できません。

4. 拡声機（法141）

(1) 使用できる数 一揃

ただし、個人演説会（演説を含む）の開催中、その会場において別に一揃を使用することができます。

(2) 使用する拡声機には、選挙管理委員会が交付する表示板を送話口等の外部から見やすい場所に、使用中、常に掲示しておかなければなりません。

5. 選挙運動用ポスター（法143、144の2、145、147）

(1) ポスターの数 ポスター掲示場ごとに 1枚

(2) ポスターの規格 長さ42 cm × 幅40 cmを超えていないこと。

(3) ポスターの色彩、内容

色彩、記載内容については、特に制限はありません。ただし、その内容が犯罪を構成する場合や他人の名誉を傷つけたり、善良な風俗を害したり、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、品位を損なう内容を記載すると、それぞれの法律の処罰の対象となります。

(4) ポスターには、候補者の氏名、掲示責任者、印刷者（法人は名称）の住所、氏名を記載しなければなりません。

(5) ポスター掲示場への掲示（法 1 4 4 の 2、令 1 1 1、1 1 1 の 2）

町内 1 1 4 箇所（材質 S T ボード）が設置されます。ポスター掲示場には、法定の選挙運動用ポスター 1 枚を掲示することができます。

ア. 掲示できる者 候補者

イ. 掲示できる期間 告示日から選挙期日の前日まで

ただし、選挙当日に新たに掲示することはできませんが、前日までに掲示したポスターは選挙当日においても掲示しておくことができます。

(6) 掲示できる区画

立候補の届出番号と同一の番号が表示されている区画内に 1 枚を掲示してください。区画を間違えたり、2 枚以上の選挙運動用ポスターを掲示した場合は撤去していただきます。

(7) 事前にポスターの大きさを確認しますので、事前審査のときに見本を 1 枚持参してください。

6. 選挙運動用ビラ（法 1 4 2）

(1) 頒布できる枚数は、候補者 1 名につき選挙管理委員会に届け出たビラ 2 種類以内で、町長 5, 0 0 0 枚、議員 1, 6 0 0 枚以内です。

(2) ビラの大きさは、A 4 版（2 9 . 7 c m × 2 1 c m）を超えないもの

(3) ビラの表面には、頒布責任者並びに印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければなりません。

(4) 紙質、記載内容、色彩について制限はありませんが、その内容が犯罪を構成する場合には、それぞれの法律による処罰の対象となります。

(5) ビラを頒布する際は、ビラの見本を選挙管理委員会に届出し、選挙管理委員会から交付される証紙をビラ 1 枚につき 1 枚貼らなければ頒布することがで

きませんので、ご注意ください。

(6) 選挙運動用ビラは、次の方法によらなければ頒布できません。

ア. 新聞折込みによる方法

イ. 候補者の選挙事務所内における頒布による方法

ウ. 候補者の個人演説会の会場内における頒布による方法

エ. 候補者の街頭演説の場所における頒布による方法

※上記以外の方法（例えば、郵送したり、個別に訪問して配る、個々の郵便受けに投入するいわゆるポスティング、道路や電車の中でたまたま出会った知人等に投票の依頼をする、個々面接の際に配る、街頭演説の場所以外の街頭で通行人に配ったりするような方法）は許されません。また、「散布」もできません。

ア. 新聞折込みによる方法

新聞に折り込みさえすればよいというのではなく、通常の一般紙における新聞折込の方法のように、定着した販売網を通じて配布される新聞に折り込む方法であるとされています。すなわち、当該新聞の販売網を利用することにより特定の購読者の手元に届くことを前提として、その媒体である新聞へ折込んで頒布することをいうものとされています。次のように、不特定の者を対象とする頒布方法はここにいう「新聞折込みの方法」とは言えないとされています。

- ・不特定な者に無差別に配布される新聞への折込み

- ・路上や駅での立ち売りや販売拡張のため各戸に配布したり、売り歩く新聞への折込み

- ・臨時の号外への折込み等

※なお、ここでいう「新聞」とは、一般紙のみならず、機関紙、業界紙等を含むものとされています。

イ. 選挙事務所内における頒布による方法

当該ビラに係る候補者の選挙事務所内に選挙運動用ビラを置き、その選挙事務所を訪れた者に自由に持ち帰らせることができます。

なお、「選挙事務所内における」というのは「選挙事務所における」というのとは異なり選挙事務所の内部というものであり、選挙事務所から外部に対して頒布することはできません。

ウ. 個人演説会等の会場内における頒布による方法

当該ビラに係る候補者の個人演説会の会場内の聴衆に対して頒布することができます。

エ. 街頭演説の場所における頒布による方法

当該ビラに係る候補者の街頭演説の場所において頒布することができます。「街頭演説の場所」とは、一般的には街頭又はこれに類似する場所（広場、公園、空地等施設の構内ではない場所）であって、街頭演説の聴衆がいる一定の範囲内の場所をいうものであって、この範囲内にある者に対して選挙運動用ビラを頒布することができます。この場合この範囲内にある者であれば、聴衆はもちろん、通行人や単に立ち止まっている者に対しても頒布することができます。しかし、家屋内で演説を聴いている者等に対して頒布することはできません。なお、街頭演説については時間的、場所的規制があるので、選挙運動用ビラを頒布する場合にも、これらの時間的、場所的規制に従わなければなりません。

(7) 事前にビラの大きさを確認しますので、選挙運動用ビラ届出書に見本を1枚添付してください。

7. 選挙運動用通常はがき（法142、177、郵規4、5 郵告）

- (1) 候補者1人につき、町長2、500枚、議員800枚（無料）
- (2) 選挙用の表示をした選挙運動用通常はがきは、立候補届出の際に交付される「候補者用通常葉書使用証明書」を能代郵便局に提示することで、受けとることができます。
- (3) 手持ちの官製はがき及び私製はがきを使用するときは、(2)の「候補者用通常葉書使用証明書」を添えて、能代郵便局に提出し、選挙用である旨の表示を受けなければなりません。
- (4) 選挙運動用はがきを差し出すときは、立候補届出の際に交付される「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて、郵便局の窓口差し出してください（ポストへの投函はできません）。郵便によらないで通行人に手渡す行為や、集配させる行為は違反となります。
- (5) 記載内容は、特別に制限はありませんが、その内容が犯罪を構成する場合には、それぞれの法律による処罰の対象となります。
- (6) (4)の「選挙運動用通常葉書差出票」1枚で差し出すことのできる選挙運動用はがきの枚数は100枚です。100枚を超えて選挙運動用はがきを差し出すときは、新たな「選挙運動用通常葉書差出票」を添えてください。詳しくは、「選挙運動用通常葉書差出票」裏面の使用上の注意をご参照ください。

- (7) 選挙運動用はがきの印刷を誤り、書き損じ、又は毀損したものについては、その枚数に限り、別の手持ちのはがきをそれに充てることができます。書き損じ又は毀損したはがきと引き換えに、能代郵便局にて手持ちのはがきに選挙用である旨の表示を受けてください。
- (8) 候補者が死亡し、候補者たるを辞退し、又は立候補の届出が却下されたときは、交付を受けた選挙運動用はがきの未使用分については、能代郵便局へ返還してください。
- (9) 交付を受けた選挙運動用はがきを他人に譲渡することはできません。
- (10) 書留、速達等の特殊取扱いは認められません。
- (11) 1枚の選挙運動用はがきに同一世帯にある選挙人数名を連記することは、通常の使用方法与解され差し支えありませんが、会社や工場等選挙人が多数集中しているところへ個人の氏名を記載しないで、「〇〇御中」、「〇〇御一同様」と記載して郵送することは、回覧、掲示等による伝達を予定しているものであり、文書の回覧、掲示の禁止に抵触します。

8. 新聞広告（法149、規19）

- (1) 候補者は、選挙運動の期間中に2回に限り、有料で選挙に関する新聞広告をすることができます。
- (2) 候補者は、立候補届出の際に交付する「新聞広告掲載証明書」に広告原稿を添えて希望する新聞社に申し込みます。
- (3) 新聞広告の寸法は、横9.6cm、縦2段組以内で、掲載場所は記事下に限られます。
- (4) 新聞広告の色刷りは認められませんが、活字の大きさは自由です。
- (5) 新聞広告の内容は自由です。ただし、その内容が犯罪を構成する場合は、それぞれの法律の処罰の対象となります。
- (6) 2人以上の候補者が共同して新聞広告することは、1人分のスペースの範囲内であれば差し支えありませんが、その回数については各候補者につき、それぞれ1回として計算されます。

9. インターネット等を利用した選挙運動（法142の3、142の4）

選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動ができます。

(1) ウェブサイト等を利用する方法

ウェブサイト等を利用する方法（※）により、選挙運動用文書図画の頒布を行うことができますが、選挙運動のために使用するウェブサイト等には電子メールアドレス等を表示することが義務づけられています。また、ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができますが、選挙運動は選挙期日の前日までに限られており、選挙期日当日の更新はできません。

※ウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいい、例えば、ホームページ、ブログ、ツイッター、フェイスブック、LINE等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等である。

(2) 電子メールを利用する方法

電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画については、候補者に限って頒布することができます。候補者以外の方は、電子メールを利用した選挙運動は禁止されています。また、選挙運動用電子メールには、選挙運動用電子メールである旨、送信者の氏名又は名称など、一定の事項を表示することが義務づけられています。このほか、選挙運動用電子メールの送信先には選挙運動用電子メールの送信を求め、同意した者など一定の制限があるほか、選挙運動用電子メール送信者には、一定の記録の保存が義務づけられています。

(3) インターネット等を利用した選挙運動で禁止されていること。

- ア. 年齢満18歳未満の者は、インターネット等を利用した選挙運動を含め、選挙運動をすることができません。
- イ. インターネット等を利用した選挙運動は、立候補の届出がされてから投票日の前日までしかすることができません。
- ウ. 電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者に限られます。
- エ. 有権者は、候補者から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません。
- オ. 選挙運動用のホームページや、候補者から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません。

10. 電話による選挙運動

選挙の当日を除いて、選挙運動の期間中は、候補者又は第三者であるかを問わず、電話による投票依頼をすることができます。この場合は、第三者がする場合を除き、候補者・統括責任者・出納責任者・選挙運動の重要な地位を占める者が計画的に電話による選挙運動を指令した場合、その電話料を選挙運動費用に算入しなければなりません。

11. 個人演説会（法161、161の2、162、163、164、164の3、164の4）

(1) 候補者は、公営施設及び公営施設以外の施設を使用して、個人演説会を開催することができます。

(2) 回数の制限はありません。

(3) 演説は、候補者以外の者でもできます。

(4) 公営施設（学校、公民館等）を使用する場合には、公営施設の空き状況を確認の上、開催日前2日までに開催申出書を選挙管理委員会に提出してください。公営施設は八竜農村環境改善センター、八竜体育館、ことおか中央公園総合体育館、山本体育館、町内学校（6）、琴丘公民館、山本公民館、下岩川地区館、金岡地区館、鶴川地区館、浜口地区館、山本ふるさと文化館となります。

(5) 公営施設を使用して個人演説会を開催しようとする場合、同一の施設について同時に2回以上の開催申出や、既に申し出た使用の日を経過しない間に新たな申出をすることはできません。

(6) 公営施設を使用する個人演説会の開催申出が受理されても、施設の管理者から開催の承諾がないと開催できません。

(7) 公営施設以外（個人の住宅、神社、寺院、劇場、ホテル等）の施設を使用して開催しようとする場合は、その施設の管理者と交渉し承認を得てください。

(8) 公営施設の使用は、1回につき5時間（会場準備・片付け含む）を超えることができません。

(9) 公営施設使用の場合は、候補者1人につき同一施設ごとに1回限り、無料（設備を含む。）とします。

(10) 公営施設（設備を含む。）を有料で使用する場合は、その費用をあらかじめ

管理者に納付しなければなりません。

(11) 録音盤を使用して演説することができます。

(12) 個人演説会の開催中、次の文書図画を掲示できます。

ア. 個人演説会の会場の内部

ポスター	数	制限なし
立札		
看板の類	大きさ	制限なし
ちょうちん	数	会場の内部・外部を通じて1個
	大きさ	高さ85cm、直径45cm以内

イ. 個人演説会の会場の外部、入口、建物の外側、外回りの塀等（会場の外）

ポスター	数	通じて2以内
立札		
看板の類	大きさ	273cm×73cm以内
ちょうちん	数	会場の内部・外部を通じて1個
	大きさ	高さ85cm、直径45cm以内

※期日前投票所となっている会場では、外部への看板等の設置は控えてください。

(13) 会場内において、選挙管理委員会に届出し証紙を貼ったビラの頒布はできませんが、それ以外のものは頒布することはできません。

(14) 選挙運動のためにする演説会は、個人演説会の他は、いかなる名義をもってするを問わず、開催することができません。

(15) 選挙運動用として使用できる拡声機は、一揃ですが、個人演説会に限り、その開催中、その会場で別に一揃使用して差し支えないことになっており、これには表示板をつける必要はなく、会場に備え付けてあるものでも他から持参したもので構いません。

12. 街頭演説（法140の2、143、164の5、164の6、164の7）

(1) 街頭演説とは、街頭又はこれに類似する場所（広場、公園、空地等）で多数の人に向かってする選挙運動のための演説をいい、演説者は必ず止まってしなければなりません。屋内から街頭へ向かってする演説も街頭演説です。

(2) 街頭演説を行うには、選挙管理委員会が交付する「街頭演説用標旗」を掲げなければなりません。

- (3) 街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者1人につき15人を超えることはできません。また、これらの者は選挙管理委員会が交付する「街頭演説用選挙運動員腕章」又は「乗車（乗船）証腕章」を着けなければなりません。
- (4) 選挙運動に従事する者の15人の中には候補者及び運転手（自動車1台につき1人）又は船員は含まれないため、これらの者は腕章を付ける必要はありません。
- (5) 街頭演説は、午前8時から午後8時までの間に限りすることができます。
- (6) 学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持しなければなりません。
- (7) 街頭演説を行う場合には、その場所で街頭演説の一部として連呼することは許されます。
- (8) 録音盤を使用して演説することができます。
- (9) 街頭演説を行う場所では、ポスター、立札、看板の類及びちょうちんは一切使用することができません。
- (10) 演説の場所において、選挙管理委員会に届出し証紙を貼ったビラの頒布はできますが、それ以外のものは頒布することはできません。

13. 文書図画の掲示（法143）

選挙運動のために掲示できる文書図画は、次のとおりです。

なお、アドバルーン、ネオン・サインまた電光による表示、スライド映写等の類の掲示は禁止されています。

- (1) 選挙事務所を表示するために、その場所において使用できるもの
 - ア. ポスター、立札、看板の類の数は、通じて3以内
大きさ 350cm×100cm以内
 - イ. ちょうちん 1個
大きさ 高さ85cm、直径45cm以内
- (2) 選挙運動用自動車に取り付けて使用できるもの
 - ア. ポスター、立札、看板の類は、数に制限はありません。
大きさ 273cm×73cm以内
 - イ. ちょうちん 1個
大きさ 高さ85cm、直径45cm以内

(3) 候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類
特別の制限はありません。

(4) 個人演説会の会場においてその演説会の開催中利用できるもの(会場の入口を含む。)

ア. ポスター、立札、看板の類の数は、会場ごとに通じて2以内

大きさ 273cm×73cm以内

イ. ちょうちん 1個

大きさ 高さ85cm、直径45cm以内

(5) 文書図画の撤去義務(法143の2)

選挙事務所の表示・選挙運動用自動車及び個人演説会の会場で使用するポスター・立札・ちょうちん及び看板の類を掲示した者は、選挙事務所を廃止したとき、選挙運動用自動車の使用をやめたとき、又は個人演説会が終了した場合は、直ちに撤去しなければなりません。

14. 連呼行為の禁止(法140の2)

連呼行為は、午前8時から午後8時までの選挙運動用自動車及び街頭演説の場所においてする場合のほか、個人演説会でのみ認められています。学校・病院・診療所等の周辺においては静穏を保持するよう努めなければなりません。

15. 選挙運動として禁止されている事項

(1) 休憩所等の禁止(法133)

選挙事務所のほかは、選挙運動員が集会する場所等選挙事務所に類似する施設(休憩所、連絡所等)はいかなるものも設置することはできません。

ただし、トイレの利用であれば公共施設を使用しても差し支えありませんが、食事を取るなどで使用することはできません。

(2) 選挙運動を禁止されている者(法135、136、136の2、137、137の2、137の3)

ア. 特定の公務員(投票管理者、裁判官等)は、選挙運動をすることができません。

イ. 公務員等(町職員(会計年度任用職員を含む)等)は、その地位を利用して選挙運動をすることができません。

ウ. 教育者は、その地位を利用して選挙運動をすることができません。

エ. 18歳未満の者は、選挙運動をすることができません。また、18歳未満の者を使用して選挙運動をすることもできません。ただし、労務の為に使用することは、差し支えありません。

オ. 選挙犯罪により選挙権又は被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができません。

(3) 戸別訪問の禁止 (法 138)

ア. 選挙に関し、投票を得若しくは得しめ、又は得しめない目的をもって戸別訪問をすることができません。

イ. いかなる方法であっても、選挙運動のため戸別に演説会の開催若しくは演説を行うことについて告知をする行為及び特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為は、禁止されています。

(4) 署名運動の禁止 (法 138 の 2)

選挙に関し、投票を得若しくは得しめ、又は得しめない目的をもって選挙人に対し署名運動をすることができません。

(5) 人気投票の公表の禁止 (法 138 の 3)

選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはいけません。

(6) 飲食物の提供の禁止 (法 139)

選挙運動に関し、いかなる名義をもってするかを問わず、飲食物を提供することができません。従って、候補者が選挙運動員や労務者に対し、慰労を目的に飲食物を提供することや候補者や選挙運動員が選挙事務所の来訪者に手料理を振る舞うこと、さらに第三者が候補者に対して陣中見舞いとして料理・弁当・お酒・ビール・ジュースなどの飲食物を差し入れることも禁止されています。ただし、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子などの提供は除かれています。また、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対して一定の数の弁当は提供することができます。

ア. 湯茶・菓子の提供

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子(せんべい・まんじゅうなどお茶請け程度のものを指します。みかん、りんご程度の果物、漬物なども通常用いられる程度を越えない限りは認められますが、サンドイッチは菓子ではないので提供できません。)は差し支えありません。

イ. 選挙事務所での弁当の提供

選挙運動員(応援弁士を含む。)、事務員、車上運動員、労務員(労務者に提供したときは報酬から弁当代を差し引いて支給)に対し、立候補の届出後から投票日前日までの間、次に掲げる弁当料及び食数を超えない範囲内において、選挙事務所で食事をするため、又は携行するため選挙事務所で弁当を提供することができます。料理店や食堂などへ連れて行って提供することはできません。

弁当料は、1人当たり1食につき1,500円まで、1日につき4,5

00円までです。

弁当の数は、候補者1人当たり15人分に選挙期日の告示の日から投票日前日までの日数を乗じて得た数の範囲内であり、総数の範囲内であれば、どのように配分して提供しても構いません。

※候補者1人当たり15人分×3食×5日間＝225食以内

(7) 氣勢を張る行為の禁止（法140）

選挙運動のため、自動車を連ね、又は隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすることができません。

(8) 文書図画の頒布の制限（法142）

選挙運動のために頒布する文書図画は、選挙運動用通常はがき、選挙運動用ビラ及びインターネット等を利用する方法により頒布する場合を除き、その他のものは一切頒布することができません。

(9) 回覧行為の制限（法142の12項）

回覧板その他の文書図画又は看板（プラカード等）の類を多数の者に回覧させることはできません。ただし、選挙運動用自動車に取り付けたポスター、立札、ちょうちん、看板の類及び候補者が着用するたすき、腕章、胸章の類は差し支えありません。

(10) 脱法文書の頒布又は掲示の禁止（法146）

ア．選挙運動の期間中は、著述、演芸等の広告その他いかなる名義であっても、文書図画の頒布又は掲示の禁止を免れる行為として、候補者の氏名、若しくはシンボルマーク、政党その他の政治団体の名称又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し、又は掲示することはできません。

イ．選挙運動の期間中は、候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは候補者と同一戸籍内にある者の氏名を表示した暑中見舞状、寒中見舞状、その他これに類似するあいさつ状を当該町内に頒布したり掲示することはできません。

(11) あいさつ状の禁止（法147の2）

公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）は、当該選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状を出してはいけません。

(12) 新聞紙、雑誌の不法利用等の禁止（法148の2）

ア．当選を得若しくは得しめ、又は得しめない目的をもって、新聞紙、雑誌

の編集その他経営を担当する者を買収・供応して選挙に関する報道及び評論を掲載させることができません。

イ. 当選を得若しくは得しめ、又は得しめない目的をもって、新聞紙、雑誌に対する編集その他経営上の特殊の地位を利用して、これに選挙に関する報道及び評論を掲載し、又は掲載させることができません。

(13) 選挙運動放送の制限（法 1 5 1 の 5）

ア. 使用できるのは、拡声機のみです。

イ. 広告放送設備、共同聴取放送設備、その他の有線電機通信設備を利用して、選挙運動のために放送をし、又は放送をさせることができません。

(14) あいさつを目的とする有料広告の禁止（法 1 5 2）

公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）及び後援団体は、当該選挙区内にある者に対する主として挨拶を目的とする広告を、有料で、新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレット、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画その他これらに類するものに掲載させ、又は放送事業者の放送設備により放送をさせることができません。

(15) 第三者の主催する演説会の禁止（法 1 6 4 の 3）

選挙運動のためにする演説会は、個人演説会の他は、いかなる名義をもってするを問わず、開催することができません。また、候補者以外の者が2人以上の候補者の合同演説会を開催することもできません。

(16) 演説等の禁止場所（法 1 6 6）

次の場所での演説及び連呼行為は禁止されています。（公営施設使用の個人演説会を開催する場合は除く。）

ア. 国、地方公共団体の所有し、又は管理する建物（公営住宅を除く。）

イ. 汽車、電車、乗合自動車、船舶（選挙運動用を除く。）、停車場、鉄道地内

ウ. 病院、診療所、その他の療養施設

(17) 選挙期日後のあいさつ行為の禁止（法 1 7 8）

当選又は落選に関するあいさつをする目的での戸別訪問や、手紙等（自筆の信書を除く。）の差し出し、新聞・雑誌による広報、放送設備による放送、当選祝賀会等の集会開催、また自動車を連ねたり、隊列を組んで往来し、氣勢を張る行為はできません。ただし、選挙期日後に自身のホームページ等において当選又は落選に関するあいさつを記載することや、電子メールを利用して当選又は落選に関するあいさつをすることは可能です。

(18) 候補者の寄附の禁止（法 199 の 2、199 の 5）

候補者又は候補者になろうとする者（公職にある者を含む。）は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすることができません。また、任期満了日前 90 日に当る日又は同時選挙の告示がなされた日（3月2日）の翌日のいずれか早い日から選挙の期日までの間は、自分の後援会に対し金銭に限らず一切寄附をすることができません。ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対する寄附と、親族に対して行う場合は除きます。

(19) その他の寄附の禁止（法 199、199 の 3、199 の 4、政治資金規正法 22 の 5、22 の 6）

選挙に関し、外国人、外国法人、外国の団体から寄附を受けることができないほか、本人以外の名義を用いた寄附や匿名による寄附をすることはできません。また、地方公共団体と利子補給等の特別な関係にある者の寄附、候補者等が関係する会社等の寄附、候補者等の氏名を冠にした寄附も禁止されています。

第 6 選挙公報（三種町選挙公報の発行に関する条例）

三種町選挙公報の発行に関する条例に基づき、選挙公報を発行します。選挙公報への掲載を希望される候補者は、資料 5 「選挙公報掲載申請関係」を参照の上、手続きください。

(参考)

選挙運動の概要

種 類		内 容	根拠法令
選挙運動の期間		立候補届出の日から投票日の前日まで	法 129
選挙事務所	設置数	1箇所（移動は1日1回）	法 130、131 の 3、132、143 の 1、令 108
	表示用ポスター、立札、看板の類	選挙事務所ごとに通じて3以内（規格 350cm×100cm 以内）他に、ちょうちん1個（規格 高さ 85cm×直径 45cm 以内）	
選挙運動用自動車	使用台数	1台（委員会交付の表示板取り付け）（車種制限あり）	法 141、141 の 2、141 の 3、令 109 の 3
	ポスター、立札、看板の類	数の制限なし（規格 273cm×73cm 以内）他に、ちょうちん1個（規格 高さ 85cm×直径 45cm 以内）	
	乗車人数	候補者、運転手を除き4人以内（委員会交付の腕章着用）	
拡 声 機 （携帯用のものを含む）		1揃い（委員会交付の表示板取り付け） 他に個人演説会（演説を含む）開催中、その会場で1揃い	法 141
選挙運動用ポスター		ポスター掲示場に各1枚掲示できる（選挙当日を除き貼替え可）。 （規格 42cm×40cm 以内） 候補者の氏名、掲示責任者、印刷者の住所、氏名を記載する。	法 143、144 の 2、145、147
選挙運動用ビラ		選挙管理委員会に届け出た2種類以内 町長5,000枚、議員1,600枚以内 （規格 29.7cm×21cm 以内）※選挙管理委員会交付の証紙を貼付 頒布責任者、印刷者の住所、氏名を記載する。	法 142
選挙運動用通常はがき		町長2,500枚 議員800枚（郵送料無料）	法 142、177
新聞広告		2回以内（有料）（規格 横 9.6cm 縦 2段組以内） 掲載場所は記事下に限る。	法 149、規 19
インターネット等を利用した選挙運動	ウェブサイト等	選挙運動期間中、文書図画を頒布することができる。ただし、ウェブサイト等には連絡用のメールアドレス等を正しく表示させておかなければならない。	法 142 の 3、142 の 4
	電子メール	選挙運動期間中、選挙運動用電子メール送信者に対し電子メールアドレスを自ら通知した者のうち、選挙運動用電子メールの送信に同意した者又は政治活動用電子メールを継続的に受信している者で、選挙運動用電子メールの送信を拒否しない者に対して、文書図画を頒布することができる。ただし、頒布する文書図画に、選挙運動用電子メールであること、選挙運動用電子メール送信者の氏名又は名称、送信拒否ができること、送信拒否の通知を行う際に必要となる電子メールアドレス等を正しく表示しなければならない。また、選挙運動用電子メール受信者が電子メールアドレスを、選挙運動用電子メール送信者に対し、自ら通知したこと等の事実を証する記録を保存しておかなければならない。	

電話による選挙運動		選挙の当日を除いて、選挙運動期間中は電話による投票依頼ができる。	
個人演説会	回数等	回数制限なし公営施設については、同一施設につき1回無料。使用は5時間以内 (開催の2日前までに開催地の委員会に開催申出) 民間施設は自由	法 161、161 の 2、162、163、164、164 の 3、164 の 3
	演説会場用ポスター、立札、看板の類	会場外 ポスター、立札又は看板の類は2枚以内(規格 273cm×73cm 以内) 会場内 ポスター、立札及び看板の類は数・規格の制限なし ちょうちんは、会場内部、外部を通じて1個以内(規格 高さ85cm×直径45cm 以内)	
街頭演説		回数制限なし ・時間 午前8時から午後8時まで ・人数 候補者、運転手を除き15人以内 (委員会交付の標旗掲示、腕章着用)	法 164 の 5、164 の 6、164 の 7
文書図画の掲示		選挙事務所、選挙運動用自動車、個人演説会において、ポスター、立札、看板の類、ちょうちんを掲示できる。候補者は、たすき、胸章、腕章の類を着用できる(数量、規格の制限なし)。	法 143
連呼行為		個人演説会場及び街頭演説の場所並びに午前8時から午後8時までの間に限り、選挙運動用自動車又は船舶上でできる。	法 140 の 2
禁止されている事項		<ul style="list-style-type: none"> ・休憩所等の禁止(法 133) ・選挙運動を禁止されている者(法 135、136、136 の 2、137～137 の 3) ・戸別訪問の禁止(法 138) ・署名運動の禁止(法 138 の 2) ・人気投票の公表の禁止(法 138 の 3) ・飲食物の提供の禁止(法 139) ・氣勢を張る行為の禁止(法 140) ・文書図画の頒布の制限(法 142) ・回覧行為の制限(法 142 の 12) ・脱法文書の頒布又は掲示の禁止(法 146) ・あいさつ状の禁止(答礼自筆のものを除く。)(法 147 の 2) ・新聞紙、雑誌の不法利用等の禁止(法 148 の 2) ・選挙運動放送の制限(法 151 の 5) ・あいさつを目的とする有料広告の禁止(法 152) ・第三者の主催する演説会の禁止(法 164 の 3) ・演説等の禁止場所(法 166) ・選挙期日後のあいさつ行為の禁止(法 178) ・候補者の寄附の禁止(法 199 の 2、199 の 5) ・その他の寄附の禁止(法 199、199 の 3、199 の 4) 	
選挙公報		選挙管理委員会で発行 提出書類 ・掲載申請書1通 ・掲載文原稿2通(データ提出可) ・候補者の写真2枚(町長 5cm×5cm、議員 縦3.5cm×横3cm) 事前審査 4月7日(火)届出書類事前審査時に提出する。 掲載文の撤回及び修正の最終期限 4月20日(月)午後5時	

第7 選挙運動に関する公費負担

公費負担制度は、お金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図ることを目的に導入されたもので、候補者が行う特定の選挙運動に係る経費について、公費で負担（住民負担）します。

1. 公費負担の種類

候補者の行う選挙運動のうち、次のものは公費負担が行われます。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ポスターの作成
- (3) 選挙運動用ビラの作成

上記(1) 選挙運動用自動車は、契約の種類によって次のとおり区分されます。

- ア. 一般運送契約（ハイヤー方式）
- イ. 一般運送契約以外

上記イ. 一般運送契約以外の契約は、更に次のとおり区分されます。

- ①自動車借入契約
- ②燃料供給契約
- ③運転手雇用契約

2. 公費負担の対象となる候補者

公費負担の対象となる候補者は、供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。供託物を没収される候補者については、全て自己負担となります。

3. 公費負担の限度額

公費負担の限度額を定額で交付するものではなく、限度額の範囲内で実際に要した費用を交付します。

- (1) 選挙運動用自動車

無投票の場合は、告示日の1日分を対象とします。

同一の日にア及びイのいずれも契約締結している場合は、いずれかを指定します。

- ア. 一般運送契約（ハイヤー方式）

64,500円(基準額)※×5日=322,500円

※実際の契約額と基準額を比較しいずれか少ない方の額となります。

- イ. 一般運送契約以外

①自動車の借入契約 16,100円(基準額)×5日=80,500円

※実際の契約額と基準額を比較しいずれか少ない方の額となります。

②燃料の供給契約 $7,700 \text{ 円} \times 5 \text{ 日} = 38,500 \text{ 円}$ (限度額)

※1日の上限はありません。実際の燃料代と限度額を比較し少ない方の額となります。

③運転手の雇用契約 $12,500 \text{ 円}$ (基準額) $\times 5 \text{ 日} = 62,500 \text{ 円}$

※実際の契約額と基準額を比較しいずれか少ない方の額となりますが、選挙運動用自動車の運転手は、選挙運動のために使用する労務者とみなされるため、基本日額（8時間労働）は10,000円以下、超過勤務手当は基本日額の5割以内とされているので、この額を超えた支給は違法となりますのでご注意ください。

(2) 選挙運動用ポスターの作成

候補者がポスターの作成を業とする者と有償契約を締結し、選挙運動用ポスターを作成した場合に対象となります。

$3,362 \text{ 円}$ (基準額) $\times 114 \text{ 枚} = 383,268 \text{ 円}$

※実際の契約額と基準額を比較しいずれか少ない方の額となります。

※作成枚数と114枚を比較しいずれか少ない方の数となります。

〈例〉ポスター120枚の作成を48万円で契約した場合

・1枚当たりの作成単価は、 $48 \text{ 万円} \div 120 \text{ 枚} = 4,000 \text{ 円}$

この場合は、契約単価及び作成枚数ともに上限を超えるため、

$3,362 \text{ 円} \times 114 \text{ 枚} = 383,268 \text{ 円}$ が公費負担の額となります。公費負担を超える $96,732 \text{ 円}$ は、候補者の負担となります。

(3) 選挙運動用ビラの作成

候補者がビラの作成を業とする者と有償契約を締結し、選挙運動用ビラを作成した場合に対象となります。

議員選挙 $8 \text{ 円} 38 \text{ 銭}$ (基準額) $\times 1,600 \text{ 枚}$ (上限) $= 13,408 \text{ 円}$

町長選挙 $8 \text{ 円} 38 \text{ 銭}$ (基準額) $\times 5,000 \text{ 枚}$ (上限) $= 41,900 \text{ 円}$

※実際の契約額と基準額を比較しいずれか少ない方の額となります。

※作成枚数と上限枚数を比較しいずれか少ない方の数となります。

〈例〉議会議員選挙運動用ビラ1,600枚の作成を1万円で契約した場合

・1枚当たりの作成単価は、 $1 \text{ 万円} \div 1,600 \text{ 枚} = 6 \text{ 円} 25 \text{ 銭}$

この場合は、契約単価が基準額を下回るため、

$6 \text{ 円} 25 \text{ 銭} \times 1,600 \text{ 枚} = 10,000 \text{ 円}$ が公費負担の額となります。

4. 公費負担の手続き

(1) 有償契約の締結と届出

候補者は、契約業者等と有償契約を締結し、その旨を選挙管理委員会に届け出なければなりません。契約届出書及び契約内容は、資料7「選挙公営の手引き《記載例P1～P4・P28》」の契約届出書及び契約書見本のページを参考に作成してください。

届出は、立候補の届出と同時に届け出てください（4月7日事前審査に提出）。なお、立候補の届出後に契約を締結した場合は、契約の締結後直ちに届け出てください。

◆留意事項

- ・無償契約の場合や候補者が自己の所有する自家用車を使用したような場合には、公費負担の対象となりません。
- ・契約の相手方が、公費負担を受けようとする候補者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者である場合には、公費負担を受けることはできません。
- ・例えば、自動車借入契約の相手方が候補者と生計を一にしている候補者の夫人であるときは、夫人が自動車の貸出しを業としていない限り、自動車の使用について公費負担を受けることはできません。
- ・選挙運動用自動車に伴走する車等への給油は公費負担の対象となりませんので、給油の際には十分注意してください。
- ・選挙運動用自動車への給油日は、選挙期日の前日までです。選挙当日に給油したものは対象外となります。
- ・運転手雇用契約とは、選挙運動用自動車を運転する人を雇用する契約です。運転手が会社等の使用人である場合にあっても、契約は直接当該運転手と行うようにしてください。
- ・届出後に契約を解除し、又は内容を変更したときは、直ちにその解除又は内容の変更を証するに足る書面の写しを添えて、その旨を文書で届け出てください。確認書の交付を既に受けているときは、当該確認書を返還してください。

(2) 確認書の交付

次の契約については、候補者は契約業者等ごとに当該契約に係る金額又は枚数が法定の公費負担の範囲内であることについて、選挙管理委員会に申請を行い、確認書の交付を受けなければなりません。

確認申請書は、資料7「選挙公営の手引き《記載例P5～P8》」の確認申請書のページを参考に作成し、届出は(1)の契約届出書と一緒に選挙管理委員会に届け出てください（4月7日事前審査に提出）。

選挙管理委員会が公費負担の範囲内であることを確認し、候補者に確認書を

交付します。

- ア． 選挙運動用自動車の使用のうち燃料供給契約
- イ． 選挙運動用ポスターの作成
- ウ． 選挙運動用ビラの作成

(3) 証明書の作成、提出

候補者は、自動車の使用、ビラ及びポスターの作成終了後、業務実績を証明する証明書を資料7「選挙公営の手引き《記載例P13～P19》」の証明書のページを参考に作成し、候補者から契約業者等に提出してください。提出の際は、選挙管理委員会から交付された(2)の確認書原本も一緒に契約業者等に提出してください。

この手続きは、確認書の有無にかかわらず全ての契約について必要です。

また、燃料の使用証明書には、燃料供給業者から給油時に発行される給油伝票の写しの添付が必要となります。

(4) 公費の支払い

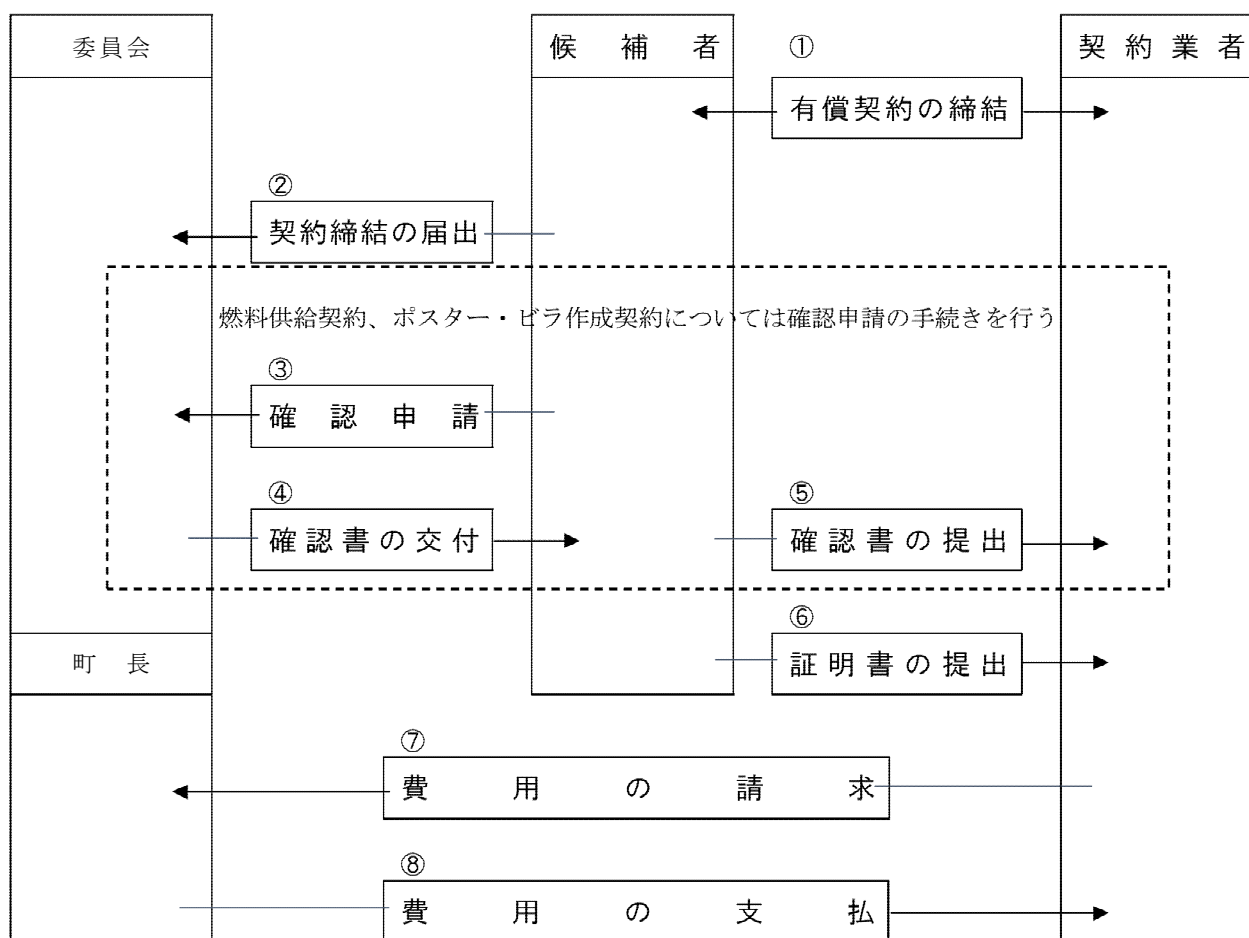
公費は、契約業者等からの請求に基づき、直接、町から契約業者等に対して支払われます。

契約業者等は、候補者から確認書及び証明書を受領した後、速やかに請求書を資料7「選挙公営の手引き《記載例P20～P27》」のページを参考に作成し、確認書及び証明書を添付して、選挙管理委員会に提出します。

町は、契約業者等に対して選挙期日後の供託物没収関係が確定した日以降、口座振込みの方法により支払います。

(参考1)

公費負担の手続き (図解)



- ①候補者は、契約業者と有償契約を締結します。
- ②候補者は、①の契約を締結したことを選挙管理委員会に届け出ます。
なお、立候補届出前に契約を締結した場合は、立候補の届出後、直ちに届け出るようになります。
- ③候補者は、契約に係る金額又は枚数が法定の公費負担の対象であることの確認を受けるために、確認申請書を選挙管理委員会に提出します。この提出は②の届出と同時に行います。
なお、この確認申請手続きは、燃料供給契約、ポスター作成契約、ビラ作成契約に限って行います。
- ④選挙管理委員会から候補者に対して、契約に係る金額又は枚数が法定の公費負担の対象であることを確認した確認書が交付されます。
- ⑤候補者は、選挙管理委員会から交付された確認書を契約業者に提出します。
- ⑥公費負担に係る契約の履行が完了次第、候補者は契約業者に対して、契約内容の履行実績を記載した証明書を提出します。
- ⑦契約業者は、公費負担に係る費用を請求するため、町長宛に請求書を提出します。
- ⑧町から契約業者に対して、公費負担に係る費用が支払われます。
- 注) ②、③及び⑦の届出、請求等は選挙管理委員会に対して行うことになります。

第 8 選挙運動費用

1. 出納責任者（法 180①～④、181、182、187①）

(1) 候補者の選挙運動費用の収支について、一切の責任を負うべき人が出納責任者です。選挙運動に関する支払いは、出納責任者でないとできませんから、立候補の届出をすると同時に「出納責任者選任届」を選挙管理委員会に提出してください。出納責任者は、一般的には候補者が選任するのですが、候補者自ら出納責任者となることもできます。

(2) 出納責任者の職務

出納責任者は、会計帳簿（収入簿と支出簿）を作成して備え付け、候補者のための全ての選挙運動に関する寄附その他の収入、支出に関する事項を記載しなければなりません。なお、出納責任者は、候補者の選挙運動に関しなされた寄附その他の収入、支出に関する事項を記載した収支報告書を、選挙の期日後 15 日（5 月 11 日）までに選挙管理委員会に提出しなければなりません。この場合には、領収書の写しを添付する必要があります。

(3) 出納責任者を選任することができる者は、当該候補者か推薦届出者ですが、推薦届出者が出納責任者を選任する場合は、候補者の承諾が必要です。

(4) 選任者は、文書で通知することにより出納責任者を解任することができます。なお、選任者が推薦届出者である場合の解任には、候補者の承諾が必要です。また、出納責任者自身も、選任者に通知することにより出納責任者を辞任することができます。

(5) 出納責任者に異動があったときは、(1) に準じて直ちに「出納責任者選任（異動）届」により選挙管理委員会に届けなければなりません。

2. 選挙運動に従事する者及び労務者に対する実費弁償

(1) 実費弁償の支給

実費弁償は、選挙運動に従事する者（いわゆる運動員）及び選挙運動のために使用する労務者に対して支給することができます。

この場合、労務者とは、立候補準備行為及び選挙運動に付随して行う単なる機械的労務（例えば、ポスター貼り、はがきの宛名書き及び発送、看板の運搬、自動車の運転等）で、自らの労務の対価である報酬の取得を目的とする行為に服する者です。

選挙運動に従事する者に対して、弁当料、茶菓子料の実費を支給することができるのに対し、労務者に対しては支給することができません。また、選挙運

動に従事する者に対しては、食事料を含んだ宿泊料を支給することができるのに対し、労務者には食事料を除いた宿泊料しか支給することができません。

実費弁償は、あくまで実費として支出がなされたものに対して弁償されるものでなければなりません。

なお、実費弁償の領収書は、交通機関、旅館、食堂、菓子店のものではなく、実費弁償を受けた個々の運動員から取らなければなりません。

(2) 実費弁償の制限額

選挙運動に従事する者及び労務者に対する実費弁償の額について、次の額の範囲内で支給することができます。いかなる理由があるにせよ、これを超えて支給すると買収の推定を受けるおそれがあります。

ア. 選挙運動に従事する者1人に対して支給することができる額

- ①船賃 水路旅行について、路程に応じた実費額
- ②車賃 陸路旅行について、路程に応じた実費額
- ③航空賃 航空旅行について、路程に応じた実費額
- ④宿泊料 一夜につき23,000円（食事二食分を含む。）
- ⑤弁当料 一食につき1,500円、1日につき4,500円

ただし、実際に弁当を提供した場合には、実費弁償として支給できる弁当料は、提供した弁当の実費相当額を差し引いた額である。

- ⑤茶菓子料 1日につき1,000円

イ. 選挙運動のために使用する労務者1人に対して支給することができる額

- ①船賃、車賃、航空賃 上記ア①、②、③に同じ
- ②宿泊料（食事料を含まない。） 一夜につき20,000円

3. 報酬の支給

報酬は、選挙運動のために使用する労務者、選挙運動に従事する者のうち事務員、車上等運動員（うぐいす嬢）、手話通訳者及び要約筆記者に限り支給することができます。

(1) 労務者に対する報酬

労務者に対する人数制限はありません。また、労務者に報酬を支給する場合については、選挙管理委員会に届け出る必要はありません。

なお、公費負担の対象となる選挙運動用自動車の運転手も労務者となりますので支給額にご注意ください。

- ア. 基本日額10,000円以内
- イ. 超過勤務手当1日につき10,000円の5割以内

(2) 事務員及び車上等運動員、手話通訳者、要約筆記者に支給する報酬

ア. 支給できる期間（法197の2）

報酬を支給する場合には、「報酬を支給する者の届出書」により届け出

なければなりません。届け出たときは、その日から選挙の期日の前日までの間支給できます。

イ. 届出できる員数（令 129③、129⑦）

報酬を支給できる者の数は、事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者を合わせて、町長選挙の場合は1日9人以内、町議会議員選挙の場合は1日7人以内です。ただし、日によって異なる者を使用する場合には、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの期間を通じて、町長選挙の場合は45人（9人×5日）、町議会議員選挙の場合は35人（7人×5日）を超えて使用することはできません。

ウ. 支給額

選挙運動のために使用する事務員にあつては1人1日につき15,000円以内。もっぱら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用するうぐいす嬢、手話通訳者及び要約筆記者にあつては1人1日20,000円以内です。

4. 選挙運動費用の制限額（法194、令127）

選挙の公平を守るために、選挙運動に要する費用を制限して、支出し得る最高限度額が定められています。

なお、限度額は選挙の期日の告示と同時に告示し、各候補者にも通知します。

(1) 選挙運動費用の最高限度額

①町長選挙 固定額 130万円

人数割額 110円×選挙時登録による登録人数

②町議会議員一般選挙 固定額 90万円

人数割額 1,120円×選挙時登録による登録人数÷14

[参考] 3月1日定時登録における選挙人名簿登録者数で算定した場合

(12,497人) 100円未満端数切り上げ

町長選挙 2,674,670円

町議会議員選挙 1,899,760円

(2) 出納責任者が制限額を超えて支出させ刑に処せられた場合、その当選人の当選は無効となりますので注意してください。

5. 選挙運動に関する収入及び支出

(1) 選挙運動に関する収入

「収入」とは、「金銭、物品その他財産上の利益の收受、その他收受の承諾又は約束をいう」こととされ、金銭の收受だけでなく財産上の利益の享受も収入となります。例えば、無償で選挙事務所を借りた場合等は、通常支払うべき

借上料を寄附として収入に計上しなければなりません。

(2) 選挙運動に関する支出

「支出」とは、「金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう」こととされ、立候補の準備行為や選挙運動の準備行為に要した費用もここに該当します。また、新聞広告に関する費用や公費負担の対象（選挙運動用自動車の使用を除く。）となるポスター及びビラに関する費用も支出と見なされますので、公費負担の有無に関係なく契約額の全てが支出額となります。なお、供託金は選挙運動費用ではありません。

6. 選挙運動費用収支報告書の提出・公表等

(1) 提出期限（法189）

選挙期日後15日以内（5月11日まで）に、選挙運動用収支報告書に領収書その他の支出を証すべき書面の写しを添付し、選挙管理委員会に提出しなければなりません。

なお、収支報告書提出後に、追加の収入及び支出があったときは、その分についてのみ、その収支があったときから7日以内に前回の合計額に加算して提出してください。

(2) 収入簿及び支出簿への記載

選挙運動の費用として収入され、支出されたものは、その都度収入簿及び支出簿（選挙管理委員会交付）に記載し、記録しておいてください（提出不要）。

(3) 収支報告書の作成

収入簿及び支出簿に記載したものを、収支報告書の「収入の部」及び「支出の部」に整理し記載してください。

なお、支出は、次の項目に分けられた用紙にそれぞれ分類し記載してください。

- | | |
|------|---|
| ①人件費 | 労務者、事務員、車上運動員等に対する報酬 |
| ②家屋費 | ・選挙事務所費として、その借上料、電話架設料等
・集合会場費として、個人演説会場の借上料等 |
| ③通信費 | 郵便料、電話料等 |
| ④交通費 | 選挙運動員、事務員、労務者等の交通費（実費弁償） |
| ⑤印刷費 | ポスター、ビラ及びはがき等の印刷に要した費用 |
| ⑥広告費 | 新聞広告、立札、看板、たすき、拡声機等の費用で、選挙運動用自動車上の看板も含まれる。 |
| ⑦文具費 | 筆記用具、紙、その他選挙事務所で使用した消耗品代等 |
| ⑧食糧費 | 湯茶代、茶菓子代、選挙運動員や事務員等に弁当を支給した場合の弁当代、選挙運動員、事務員等に対する実費弁償（弁当 |

- 料や茶菓料)
- ⑨ 休泊費 選挙運動員、事務員等、労務者に対する実費弁償（宿泊料）など、宿泊や休憩に要した費用
 - ⑩ 雑費 ①から⑨まで以外の諸費、電気代、ガス代等

以上10種について分類し、「選挙運動に関する」費用は、全て適宜この10項目の中に当てはめて、支出の月日順に明細を記載しなければなりません。

なお、詳しくは、別添の「選挙運動費用収支報告書記載要領」及び各様式の記載例を参照してください。

(4) 選挙運動の費用として算入しないもの（法197）

次に掲げるものは、選挙運動費用と見なされないので、選挙運動費用に算入する必要はありません。

- ① 立候補準備のために支出した費用のうち、候補者・出納責任者・これらの者と意思を通じて（話し合ったり、指示を受けて）支出をした者以外の方が支出した費用
- ② 立候補届出の後に、候補者や出納責任者と意思を通じないで支出した費用
- ③ 候補者が乗用する自動車にかかる費用（例えば、候補者が個人演説会場に自分の車で行く場合のガソリン代やタクシー代など）
- ④ 投票日の後に選挙運動の残務処理のために支出した費用
- ⑤ 選挙運動に関して支払う国・地方公共団体への租税（消費税は除く。）と手数料
- ⑥ 選挙運動用自動車を使用するために支出した費用（例えば、レンタル料、ガソリン代、修繕料、タイヤ代、運転手への報酬等）。車上の看板等は除く。

(5) 収支報告書の公表（法192）

収支報告書は、選挙管理委員会で受理した後、その旨を広報、ホームページ等で公表します。

また、受理した日から3年間これを保存し、その期間中は誰でも収支報告書の閲覧を請求することができます。

(6) 会計帳簿等の保管義務（法191）

出納責任者は、収支報告書に関する資料（会計簿、明細書、領収書その他の支出を証すべき書面）を報告書提出の日から3年間保管する義務があります。

(参考)

選挙運動員・労務者に対する報酬及び実費弁償

選挙運動に従事する者及び労務者1人に対して支給することができる報酬及び実費弁償の最高額については次のとおりです。この表にある金額以上を支給した場合は、違法（買収等の推定を受ける）となります。

区 分		報 酬	実 費 弁 償			
			鉄道賃・船賃・航空賃・車賃	宿泊料	弁当料	茶菓代
選挙運動に従事する者	選挙運動員	支給できない	ア. 鉄道賃 鉄道旅行については路程に応じて旅客運賃等により算出した実費額	一夜につき2万3千円（食料2食分を含む。）	一食につき千5百円。 1日につき4千5百円 （弁当を支給した場合はこの弁当料から提供した弁当の実費額を差引いた額以内）	1日につき千円
	1. 事務員等 選挙運動のために使用する「事務員及び車上運動員（うぐいす嬢）、手話通訳者及び要約筆記者」 ア. 1日に報酬支給できる人数 町長9人以内 議員7人以内 イ. あらかじめ選挙管理委員会に住所、氏名等を届け出る必要がある。	1. 事務員の場合 1日につき1万5千円以内（超過勤務手当は支給できない。） 2. 専ら車上等にいて使用する者、手話通訳者及び要約筆記者 1日につき2万円以内（超過勤務手当は支給できない。）	イ. 船賃 水路旅行については路程に応じて旅客運賃等により算出した実費額 ウ. 航空賃 航空旅行については路程に応じて旅客運賃等により算出した実費額 エ. 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く）について路程に応じた実費額			
労務者	ポスター貼り・はがきの宛名書き、単に自動車の運転等機械的な仕事に従事する者	1日につき1万円以内（超過勤務手当は上記金額の5割以内） 弁当を支給した場合は、その額を報酬額から差引きする。	同上	一夜につき2万円（食料を含まない。）	支給することができない。	支給することができない。

第9 当選人

1. 法定得票数（法95①）

町長選挙の場合は、有効投票数の最多数を得たものを当選としますが、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければ再選挙となります。

町議会議員選挙の場合は、有効投票の総数を定数14人で除して得た数の4分の1以上の得票を得た候補者で、得票数の多い順に定数14人を当選とします。

当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙会において選挙長がくじで当選人を定めます。

2. 当選告知（法101の3、103、104）

当選人が決まれば、選挙管理委員会から当選人に対し、当選した旨の告知がされますが、次の点に注意してください。

兼職禁止の職にある者が当選の告知を受けたときは、その告知を受けた日にその職を辞したものとみなされます。

当町に対し請負関係にある者が、当選の告知を受けたときは、すみやかにその請負をやめ、当選の告知を受けた日から5日以内に選挙管理委員会に請負関係を有しなくなった旨の届出をしなくてはなりません。届出をしないときは、その当選を失います。

3. 無投票当選（法100）

立候補の届出のあったものが定数を超えないときは、無投票となり、選挙会において当選人を決定します。

この場合の選挙会は、4月26日（日）午前10時より三種町役場第1会議室で開催します。

無投票となった場合は、立候補者及び選挙立会人に、個別に通知も行います。